制定 2019 (令和元) 年11月1日

本プロジェクトが「令和元年度静岡型 MaaS 基幹事業実証実験」において実施する AI 相乗りタクシーの 実験(以下「AI 相乗りタクシー実証実験」といいます。)にご参加いただくにあたり、実験参加者(以下、「参加者」といいます。)は、以下の規約(以下「利用規約」といいます。)に同意し、利用規約に基づく 利用契約を締結していただくことが必要となります。AI 相乗りタクシー実証実験にご参加いただいた際 は、利用規約に同意し、利用契約を締結したものとみなします。

第1条(AI 相乗りタクシー実証実験の実施体制)

AI 相乗りタクシー実証実験は、静岡県静岡市で、次の各号により参加者が用意したスマートフォン等であらかじめ予約をして車両に乗車いただく実験です。AI 相乗りタクシー実証実験の参加者は、運行事業者の一般乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客の運送に関する運送契約を承知し、利用契約を締結したとします。

- (1) AI 相乗りタクシー実証実験は、本プロジェクトが定める旅行会社に運営を委託します。 (旅行会社は(株)JTB に委託します)
- (2) AI 相乗りタクシー実証実験の車両の運行は、本プロジェクトが委託する旅行会社が定める運行事業者へ委託します。

(運行事業者は下記9社のいずれかとなります。

静鉄タクシー(株)、不二タクシー(株)、静岡ひかりタクシー(株)、千代田タクシー(株)、 (株)アンビ・ア、静岡平和タクシー(株)、辰巳タクシー(株)、笑福タクシー、永田タクシー)

(3) AI 相乗りタクシー実証実験の運賃の収受は、本プロジェクトが委託する旅行会社が定める決済代 行事業者へ委託します。

(決済代行業者はソニーペイメントサービス(株)となります)

第2条(運行期間)

運行期間は 2019 年 11月1日から 11月30日まで、運行時間は午前 8 時から午後 9 時までとします。ただし、予約可能時刻は午前 8 時から午後 8 時までとします。また、本プロジェクトの都合により変更となる場合があります。

第3条(運行地域)

運行地域は、別表に定めた本プロジェクトが定めた地域に限定します。ただし、本プロジェクトの都合により変更となる場合もあります。

第4条(利用方法)

参加者は、次の各号に定める事項の手続きに沿って実験に参加するものとします。

(1) 参加者は本プロジェクトの定める専用 web アプリ(以下、「ユーザーページ」といいます。)を通

じ、予約に必要な情報(乗車場所・降車場所)を入力していただきます。

- (2) 入力された情報に基づき、参加者に乗車予定時間・場所および降車予定時間が通知されることで予約が確定し、車両に乗車することができます。
- (3) 乗車予定時刻までに乗車場所へお越しください。
- (4) 乗車時は、ユーザー I Dを運転手にお伝えください。

第5条(利用権の譲渡禁止)

参加者は、AI 相乗りタクシー実証実験上の地位並びに利用契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、 承継させ、担保を提供し、その他一切の処分をすることはできません。

第6条 (禁止事項)

参加者は、AI 相乗りタクシー実証実験の車内等において、次の各号の行為を禁止します。禁止事項に違反し、本プロジェクトおよび運行事業者の注意に従わない場合、利用を拒否することができます。

- (1) 走行中みだりに運転者に話しかける行為
- (2) 物品をみだりに車外へ投げる行為
- (3) 自動車の運転に必要な機械装置に手をふれる行為
- (4) 走行中乗降用の扉を開閉する行為
- (5) 走行中の自動車に飛び乗り、またはこれから飛び降りる行為
- (6) 運転者の制止または指示に反する行為
- (7) 車内、および乗降場所近辺で、物品の販売、募金、及びチラシ、その他の宣伝物の配布、掲示、撮 影、又はこれに類する行為
- (8) 火気の使用、危険物を持ち込む行為
- (9) 政治、宗教活動、公序良俗公に反する活動をする行為
- (10) 喫煙、ゴミの投棄、騒音、振動、異臭を発するなどの行為
- (11) 落書き、損傷および破壊等これらを汚損する行為
- (12) 暴力行為、無謀行為など自己および他人に危険を生じさせる行為
- (13) ペット等動物を持ち込む行為
- (14) 第三者に迷惑を及ぼす言動及び行為
- (15) 感染症または感染症の疑いがあるにも拘わらず乗車する行為
- (16) 道路交通法はじめ関係法令に抵触する行為
- (17) 本プロジェクト、運行事業者、他の利用者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為(かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含む。)
- (18) 虚偽の配車依頼をする行為及び配車確定後のキャンセルを繰り返す行為

第7条(注意事項、免責事項等)

参加者は、次の各号の事項を承知し、予め同意します。

(1) AI 相乗りタクシー実証実験は、車両故障、システム障害、悪天候等やむを得ない事由により、運行

中止や車両変更等の措置を取ることがあります。

- (2) 実証実験段階であり、完成されたサービスでない点を了解の上、利用して下さい。
- (3) 定員の都合により、希望の時間にご利用できない場合や、道路事情その他により到着予定時刻から遅れることがあります。
- (4) 道路事情等により指定された乗車場所及び降車場所で乗降できない可能性があります。この場合は、輸送距離の短縮又は延長に関わらず、運賃の変更に応じません。
- (5) 乗車場所に利用者が見当たらない場合、キャンセル扱いとします。
- (6) 1つの予約で1人の乗車となります。予約した乗降場所以外での乗降ができません。また、一度予約した目的地は変更できません。
- (7) 占有できる座席は1人1席です。乳幼児についても同様です。
- (8) AI 相乗りタクシー実証実験に使用する車両は、乗降口に段差があるため、自ら乗降および移動が 可能な方以外は乗車できません。
- (9) 法令により乗車の際は必ずシートベルトを着用して下さい。降車時は車両が停止してから席を立って下さい。また乗降時は運転手が扉を開けるまで乗降はしないで下さい。
- (10) 本プロジェクトおよび運行事業者は、手荷物品、身の回り品について、滅失やき損によって生じた損害を賠償する責任を負いません。ただし、本プロジェクトまたは運行事業者に過失がある場合はこの限りではありません。
- (11) 遺失物については、法令に基づき運行事業者にて数日間管理・保管し、遺失者から連絡がない場合警察署に引き渡します。
- (12) AI 相乗りタクシー実証実験車両にはドライブレコーダーを設置しています。本プロジェクトが必要と認めた場合に、車内の記録を利用する場合があります。
- (13) AI 相乗りタクシー実証実験を利用するために必要なスマートフォン等は参加者自らが調達し、予約システムの利用に伴うメール受信や web 閲覧に必要な通信料金は参加者負担となります。
- (14) 本プロジェクトおよび運行事業者は、前各号によって生じたいかなる損害に対して一切責任を負わないものとし、参加者はこれに異議を述べることができません。

第8条(旅客運送サービスの提供及び料金の支払い)

利用者は、運行事業者から旅客運送サービスの提供を受けることに関し、以下の事項を確認するものとします。

- (1) 利用者の配車依頼に応じて運行事業者による迎車がなされ、運行事業者によって利用者に対して 旅客運送サービスが提供される場合には、利用者は、自己の名において、自らの費用及び責任で、 当該旅客運送サービスの提供を受けるものとします。
- (2) 利用者が支払うべき運賃に関しては、各運行事業者が定めるところによるものとし、ネット決済サービスにより事前に登録した決済方法 (クレジットカードを含む決済方法で、本プロジェクトが指定するものを意味します。) を用いて決済するものとします。
- (3) 予約の確定は、ユーザーページから配車予約を確定させ、配車車両及び番号が画面上に表示された 時点をいいます(「予約票」といいます)。「予約票」が明示された時点をもって、本プロジェクト と利用者の間に、当該旅客運送サービス料金の決済を目的としたネット決済サービスの利用に係

る契約が成立するものとします。但し、通信事情等その他の事由により予約票を利用者が受信する ことができない場合等の事態が生じても、利用契約の成立に影響を与えるものではありません。

(4) 予約の確定後のキャンセルについて、乗車前の場合は当該キャンセル料の支払いはないものとします。但し、利用者が乗車し、利用者の都合により途中下車したときは、当該通用区間の全部について運送が終了したとみなし、利用者の都合による運賃及び料金の払い戻しはしません。また、道路事情等により輸送距離が短縮又は延長した場合においても運賃及び料金の払い戻しはしません。

第9条(AI 相乗りタクシー実証実験の参加資格停止)

参加者が次の各号のいずれかに該当する場合、本プロジェクトは参加者に事前に通知することなく AI 相乗りタクシー実証実験を停止することができます。この場合、参加者は AI 相乗りタクシー実証実験を受けるすべての権利を失います。本プロジェクトは、AI 相乗りタクシー実証実験の停止により生じたいかなる損害に対して一切責任を負わないものとします。

- (1) 利用規約のいずれかに違反した場合
- (2) 本プロジェクトへの届出内容に虚偽があった場合
- (3) その他利用者として不適切、または AI 相乗りタクシー実証実験の実施に支障があると本プロジェクトが判断した場合

第10条(損害賠償責任)

車両の運転によって、参加者の生命または身体を害したときの旅客に対する責任は、運行事業者の一般 乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客の運送に関する運送契約によるものとします。

第11条(損害賠償の請求)

本プロジェクトは、参加者の故意もしくは過失により、またこの規約を守らないことにより本プロジェクトおよび運行事業者が損害を受けたときは、参加者に対し、その損害の賠償を求める場合があります。

第12条(個人情報の利用)

本プロジェクトが本サービスの提供に伴って取得した利用者の個人情報については、「令和元年度静岡型 MaaS 基幹事業実証実験 個人情報に関する取り扱いに関する規約」に従って取扱うものとし、利用者は、本プロジェクトの個人情報に関する取り扱いに関する規約に同意するものとします。

令和元年度静岡型 MaaS 基幹事業実証実験 個人情報に関する取り扱いに関する規約 https://luluca.shizutetsu.jp/maas/terms/Terms.pdf

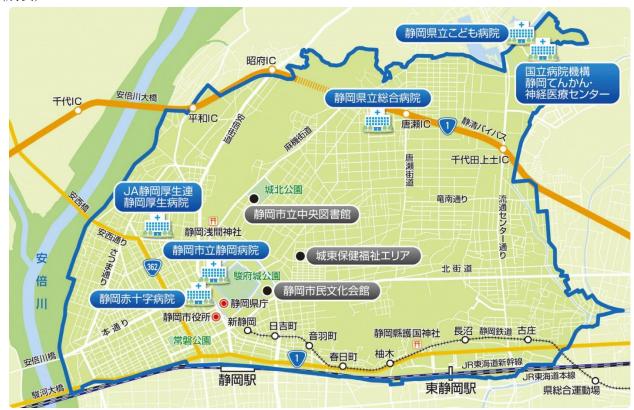
第13条(その他)

利用規約に定めのない事項は、誠意を持って協議の上、円満な解決を目指すものとし、AI 相乗りタクシー実証実験に関連して参加者と本プロジェクトおよび運行事業者の間で紛争が生じた場合、準拠法は日本法とします。

第14条(利用規約の変更)

本プロジェクトは、利用規約をいつでも任意に変更することができ、参加者はこれを承諾するものとします。利用規約の変更は、web サイトへの公開、参加者への電子メール等によって随時参加者に発表するものとし、それをもって効力が生じます。但し、利用規約が変更される場合で、重大な内容を含む場合、別に参加者に変更後の約定について本プロジェクトが承諾を求めることがあります。

本規約は2019年11月1日より施行します。



- あ行 / 相生町/葵町/上土一丁目・二丁目/東町/安倍町/安西一丁目〜五丁目/安東一丁目〜三丁目/安東柳町/池ヶ谷/池ヶ谷東/一番町/井宮町/梅屋町/漆山/追手町/大岩一丁目〜四丁目/大岩町/大岩本町/大岩宮下町/大鋸町/太田町/音羽町
- か行 / 籠上/春日一丁目~三丁目/春日町/片羽町/上足洗/上足洗 一丁目~四丁目/上桶屋町/上沓谷町/上石町/上新富町/唐 瀬一丁目・二丁目/川越町/川辺町一丁目・二丁目/瓦場町/ 北安東一丁目~五丁目/北番町/金座町/沓谷/沓谷一丁目 ~六丁目/車町/黒金町/紺屋町/五番町/呉服町一丁目・二 丁目/駒形通一丁目~六丁目
- さ行 / 材木町/幸町/栄町/桜木町/三番町/七間町/七番町/城東町/城内町/昭府一丁目/昭府町/城北/城北二丁目/昭和町/新通一丁目・二丁目/新富町一丁目~六丁目/神明町/水道町/末広町/住吉町一丁目・二丁目/駿河町/駿府町/清閑町/浅間町一丁目・二丁目/銭座町
- た行 / 大工町/鷹匠一丁目~三丁目/岳美/岳美一丁目/辰起町/田町一丁目~七丁目/茶町一丁目・二丁目/千代田/千代田一丁目~七丁目/天王町/伝馬町/通車町/研屋町/常磐町一丁目~三丁目/土太夫町/巴町
- な行 / 中町/長沼/長沼一丁目~三丁目/長沼南/錦町/西草深町/ 西千代田町/西門町/二番町
- は行 / 長谷町/八番町/馬場町/東草深町/東静岡一丁目/東鷹匠町 /東千代田一丁目〜三丁目/人宿町一丁目・二丁目/日出町/ 富士見町/双葉町/古庄一丁目〜六丁目/平和一丁目〜三丁 目/本通一丁目〜十丁目/本通西町
- ま行 / 丸山町/美川町/水落町/緑町/南安倍一丁目・二丁目/南田町/宮ケ崎町/宮前町/御幸町/弥勒一丁目・二丁目
- や行 / 屋形町/八千代町/柳町/柚木町/柚木/横内町/横田町/吉野 町/四番町
- ら行/竜南一丁目~三丁目/両替町一丁目・二丁目/六番町
- わ行 / 若松町